

## 公立幼稚園の課題への対応

育都推進部こども政策課

### 1 公立施設の役割

柔軟で特色ある教育・保育サービスを提供する民間施設に対し、標準的な保育水準を維持する公立施設としての主な役割は次のとおりと考えています。

#### (1) 地域における子育て拠点としての役割

全ての子育て家庭への支援を図るため、身近な相談の場、交流の場を提供します。

また、市全体の保育の質を向上させるため、民間施設との交流や合同研修の場を設けることにより、全ての保育施設の連携を図る中核的な役割を果たします。

#### (2) 行政機関としての役割

これまでの保育の取組の維持、向上を図りながら、本市が掲げる共生社会実現と育都推進に向けた誰一人取り残さない保育環境を整えます。公立保育所等が行政組織の一部であることを生かし、児童虐待の早期発見、要保護児童の支援について迅速に対応するとともに、増加傾向にある心身の発達において特別な配慮が必要な子ども、アレルギーを持つ子ども及び医療的ケアが必要な子ども等についても積極的に受け入れ、きめ細やかな環境を提供します。

#### (3) 国から示される指針や新たな制度の導入の検討

国から示される要領や指針などに基づいた教育・保育を率先して実践し、実践から得た知見等を全ての保育施設に還元していくこと。また、新たな制度の導入等を検討する役割を担います。

### 2 渋川幼稚園について

#### (1) こども誰でも通園制度（仮称）の導入

国が創設を目指している新たな通園制度である「こども誰でも通園制度（仮称）」は、親が働いていることを原則とする今の保育所の制度に加えて、親が働いていなくても月に一定時間、子どもを預けられるようにする新たな通園制度で、対象となるのは0歳6か月から3歳未満の子どもです。

この制度は令和8年度から全ての自治体で実施されるのを前に、令和6年度におよそ150自治体で試行的に導入し、令和7年度に制度を法的に位置づけ、令和8年度には全国すべての自治体で実施するものです。

本制度は、本市が掲げる「育都」のまちづくり（未来を見据えた施策の推進）に適う事業であると判断し、本制度の試行的事業の公募要領により協議書を提出した結果、令和5年12月28日に採択の内示を受け、令和6年度内に渋川幼稚園において取り組むことになりました。

○本市における「こども誰でも通園制度（仮称）」事業概要

- ・対象児童 0歳6か月から3歳未満
- ・実施施設 渋川幼稚園「預かり保育室」
- ・職員配置 専任の保育士4人任用
- ・利用定員 1日当たり6人（1歳未満は3人まで）
- ・利用時間 対象児童1人当たり月10時間を上限（上限時間は国の指定）
- ・利用料 無償

(2) 認定こども園への移行の検討について

渋川幼稚園については、保育ニーズの多様化等を背景として、定員を下回る状態が続いていることから、幼児教育を進める上で一定の集団規模が確保されているとは言い難い状況にあります。子どもたちが集団生活によって友だちと触れあい、共感しあう体験を通じて、人と関わることの楽しさや大切さを学ぶために適正な集団規模を確保することが必要です。

本市の現状と公立施設の役割を踏まえ、次世代を担う子どもたちに望ましい就学前の教育・保育の環境を提供し、集団生活を通して豊かな情操を育むため、施設の適正な配置及び規模となるよう、多様化する保育ニーズに対応できる「認定こども園」への移行を視野に入れ検討しています。

【認定こども園とは】

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設であり、以下の機能を備え、認可基準を満たす施設は、都道府県から認定を受けることができます。

- ① 就学前の子どもを、保護者が働いている、働いていないに関わらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ② 子育ての相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の移行については民間も含めた教育・保育施設の定員と市内の児童数との充足数を見極め、設置類型を勘案しながら検討する必要があります。

【認定こども園の類型】

区分	内 容
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

### **3 こもち幼稚園、赤城幼稚園及び北橘幼稚園について**

こもち幼稚園、赤城幼稚園及び北橘幼稚園の児童数についても定員を下回る状況が続いており、幼児教育に必要な適切な集団規模が確保されているとは言い難い状況にあります。

このようなことから、児童数を増やすことにより適切な集団規模を確保し、子どもたちが集団生活により友だちと触れあい、共感し合う体験を通じて人と関わることの楽しさや大切さを学ぶことのできる環境を整える必要があります。

今後、児童数の推移や、他の教育・保育施設の状況を踏まえ、認定こども園への移行、保護者の就労に関わらず柔軟に施設を利用できる新たな制度の導入（こども誰でも通園制度（仮称））、余裕教室の活用、施設の統廃合など多角的な視点によって検討を進めます。